

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年7月10日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

業務用給湯器親機左側部品交換修理

2 履行（納品）場所

横浜市南区中村町4-269-1

横浜市立中村小学校

3 契約日

令和6年6月3日

4 履行日又は履行期間

令和6年8月31日

5 契約金額

309,100円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市旭区中白根3-24-18

株式会社 森川工業

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

中村小学校において、給食調理室の業務用給湯器親機から水が漏れて機器に水が入ってしまったため、給湯器が作動しません。給湯器が使えないと、安全な給食の提供に支障が生じるため、部品の交換修理をおこなう。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管

横浜市立中村小学校